



民法

日常生活に関するルールを学ぶ

契約、交通事故、結婚、親子関係 etc.民法は、私たちの生活全般に密着した事柄について規定しています。その中から、1年次後期に配当される「民法総則」では、誰が、いつ、どのようにして契約を締結することができるのかについて学びます。例えば未成年者が自由に契約を結ぶことは可能なのか、相手に騙された結果結んでしまった契約の効果はどうなるのか、専門家に依頼した契約の責任をなぜ自分が引き受けなければならないのか、権利を持っているのに使わなければどうなるのか等、具体例を踏まえて学ぶことができます。

なお、熊大法学部では、民法を学ぶことができる科目として、民法入門、物権法、債権総論、契約法、債権担保法、不法行為法、家族法など、多くの科目を用意しています。

熊大法学部における民法科目

1 年次前期	民法入門	民法の全体像について学ぶ
後期	民法総則	誰が、いつ、どのようにして契約を結ぶのか学ぶ
	家族法Ⅰ	結婚・離婚、親子関係、相続など、家族関係に関わるルールの基礎を学ぶ
2 年次前期	物権法	物に対する権利について学ぶ
後期	債権総論	人に対する権利について学ぶ
3・4 年次	契約法	売買や賃貸借など、具体的な契約に関するルールについて学ぶ
	債権担保法	権利を確実に実現するための「担保」という制度について学ぶ
	不法行為法	交通事故のように、他者に損害を加えられた場合の制度について学ぶ
	家族法Ⅱ	家族関係に関わる問題の発展的内容について学ぶ
	交渉紛争解決 と法	消費者問題や製造物責任など、特別法で規定されている民事紛争について、様々な面から 学ぶ